

日本交通心理士会会則

(名称・事務所)

第 1 条 この会は、日本交通心理士会(以下「本会」という)と称し、英文名を Japanese Society of Certified Traffic Psychologists(略称を JSCTP とする。)と表記する。

2 本会の事務局を、当分の間、東京都内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、会員に対して必要な専門的知識の提供と技能の研鑽を行うことにより、会員の資質と交通心理士の地位の向上を図るとともに、日本交通心理学会と協働し、交通事故防止の啓発活動等を通して社会的貢献に努めることを目的とする。

(事業・活動)

第 3 条 本会は、第 2 条の目的を達成するための事業を行う。

- (1) 日本交通心理士大会の開催
- (2) 会員の資質向上および交流のための事業
- (3) 講演会・セミナー等の社会的貢献活動
- (4) 総会の開催
- (5) 会誌の発行
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第 4 条 本会の会員は、日本交通心理学会の認定を受けた「交通心理士」(主幹総合交通心理士、主任交通心理士、交通心理士、交通心理士補の各資格をいい、本会則ではこれらを総称して「交通心理士」という)に限るものとする。

(入会)

第 5 条 入会は、原則として「交通心理士」の資格取得時とする。

(会員の権利)

第 6 条 会員は以下の便宜を受けることができる。

- (1) 本会の事業に会員資格で参加すること
- (2) 会誌を配付されること
- (3) 上記の他、本会が提供する情報・特典等を受けること

2 会員は、会則第 14 条第 6 項で定めるところによる総会における議決権、幹事選挙内規で定め

るところによる選挙権および被選挙権を有する。ただし、第 20 条に該当する会員は除く。

(会員の義務)

第 7 条 会員は以下の義務を有する。

- (1) 年会費を納入すること
- (2) 本会が定める会則や規程等を順守すること
- (3) 住所等登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに事務局に届けること

(会員の休会)

第 8 条 会員の休会は事情により常任幹事会で認めることがある。休会中の扱いは以下の通りとする。

- (1) 会費の納入は免じる
- (2) 会誌を配付しない
- (3) 本会の事業に参加する場合は、非会員扱いとする
- (4) 総会における議決権を有しない
- (5) 役員等の選挙の際は、選挙権、被選挙権を有しない

(退会及び会員資格の喪失)

第 9 条 会員は、退会しようとするときは、本会の幹事会に退会届を提出するものとする。

- 2 本会を退会した者は、「交通心理士」の資格を喪失するものとする。
- 3 幹事会は、次のいずれかに該当する会員の資格を喪失させることができる。
 - (1) 会員の退会届を受理したとき
 - (2) 日本交通心理学会を退会したとき
 - (3) 「交通心理士」の資格を更新しなかったとき
 - (4) 死亡したとき。または本会が解散したとき
 - (5) 会費を 2 年間にわたって滞納し、かつ催告に応じないとき
 - (6) その他会員としてふさわしくない行為があったとき

(役員)

第 10 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名(ただし、1 名は事務局長を兼ねることができる)
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 事務局次長 1 名または 2 名
- (5) 幹事

- ア 会員の選挙による幹事 10名
- イ 会長の任命する幹事 10名
- (6) 常任幹事 若干名
- (7) 会計監査 2名
- 2 会長、副会長、事務局長、事務局次長、常任幹事は幹事に含まれる。

(役員の仕事)

第11条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は、事務局を総括して会務を処理する。
- 4 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- 5 役員は、幹事会を構成し、会務の必要事項を審議し、決定する。
- 6 常任幹事は、常任幹事会を構成するほか、会務を分担して会長を補佐する。
- 7 会計監査は、本会の収支決算の会計監査を行う。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 3年とし、再任を妨げない。ただし、会長の任期は通算2期を超えないものとする
- (2) 役員の仕事は、選出年度の9月1日から起算する
- 2 役員に欠員が生じてても補充しない。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、「日本交通心理士会役員選出規定」によるものとする。

(総会)

第14条 総会は第4条の会員をもって構成する。

- 2 総会は、この会の最高議決機関であって、年一回以上開かれ、以下の事項を議決する。
 - (1) 会則の制定、変更、廃止
 - (2) 会費の改定
 - (3) 決算
 - (4) 役員の仕事
 - (5) 解散及び残余財産の処分
 - (6) 総会で議決することが規程で定められた事項および総会での議決が適当と幹事会が認めた事項
- 3 総会は、本会の会長が招集する。

- 4 総会を招集するには、総会を構成する会員に対し、日時、場所を事前に通知する。
- 5 総会の議長は本会の会長があたる。
- 6 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。
- 7 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって行う。ただし、第 2 項(1)の会則の制定・変更・廃止および(4)の役員の解任については、出席した会員の三分の二以上の同意が必要とする。
- 8 総会の議事録は事務局が会議の日時及び場所、会員の現在数、会議に出席した会員の数、議決事項、議事の経過の概要について記し、議長はこれに記名・押印する。

(常任幹事会)

- 第 15 条 常任幹事会は第 10 条で定める会長、副会長、事務局長、事務局次長及び会長が任命する若干の幹事をもって構成する。
- 2 常任幹事会は事業計画に関する事項、予算執行に関する事項、幹事会に提案する事項、その他の本会の運営を円滑におこなうための事項等を審議し決定する。また重要事項について原案を作成し、幹事会に諮る。
 - 3 常任幹事会は会長が必要に応じ招集する。
 - 4 常任幹事会の議長は会長があたる。
 - 5 常任幹事会の議事録は事務局が会議の日時及び場所、会議に出席した常任幹事名、審議事項、議事の経過の概要について記し、議長はこれに記名・押印する。

(幹事会)

- 第 16 条 幹事会は、第 10 条に定める役員をもって構成する。
- 2 幹事会は第 3 条の他、この会の重要事項を審議し決定する。
 - 3 幹事会は会長が必要に応じて招集する。
 - 4 幹事会の議長は会長があたる。
 - 5 幹事会の議事録は事務局が会議の日時及び場所、会議に出席した幹事名、審議事項、議事の経過の概要について記し、議長はこれに記名・押印する。

(事務局)

- 第 17 条 事務局は第 10 条で定める事務局長及び所要の事務局員をもって構成し、この会の実務一般の処理にあたる。

(会費)

- 第 18 条 会員は次の年会費を納入しなければならない。

会費 5,000 円

なお、年度の中途に入退会した場合であっても、会費の按分計算は行わないものとする。

- 2 会費は、当該年度内に納入するものとする。
- 3 すでに納めた会費は、これを返還しない。
- 4 会員が水害、震災その他非常事態により損害を受けた場合又は真にやむを得ない事情がある場合は、常任幹事会の承認を得て会費を減免することができる。
- 5 会費の改定は、総会の承認を得て決定するものとする。

(事業年度)

第 19 条 本会の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日に終わる。

(日本交通心理学会から名誉会員、終身会員の称号を授与された会員に関わる雑則)

第 20 条 日本交通心理学会から名誉会員あるいは終身会員の称号を授与された会員に対しては、授与された以降で、最も新しい本会の年度から次の各号の通りとする。

- (1) 年会費を免除する(第 7 条・18 条関連)。
- (2) 日本交通心理士会大会および地区別研究会の参加費を免除する。また、参加時に発表論文集を贈呈する。
- (3) 総会における議決権および幹事選挙の選挙権・被選挙権を有しない(第 6 条・14 条関連)。

(雑則)

第 21 条 この会の運営に必要な委員会、部会、その他組織等は、幹事会がこれを設置するものとする。

- 2 この会の事業・活動についての必要な規程、内規、その他規則等は、幹事会においてこれを定めるものとする。

(経費)

第 22 条 本会の運営および事業に必要な経費は、会費・寄付金およびその他の収入を持ってあてる。

(顧問)

第 23 条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、幹事会の推薦により会長が委嘱する。任期は委嘱された当該年度内とする。
- 3 顧問は、本会の事業・活動・運営に資する協力を行うものとする。
- 4 会長の要請により、顧問は常任幹事会、幹事会、総会に出席して意見を述べるることができる。

付則 この会則は平成 15 年 8 月 9 日より施行する。

- 2 初事業年度は、設立のあった日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

- 3 この会則は、日本交通心理学会が起案したものである。
- 4 平成 18 年 6 月 3 日一部改正
- 5 平成 20 年 6 月 15 日一部改正
- 6 平成 24 年 11 月 11 日一部改正
- 7 平成 26 年 11 月 15 日一部改正
- 8 令和元年 11 月 2 日改定
- 9 令和 3 年 11 月 13 日一部改正
- 10 2024 年(令和 6 年)11 月 16 日一部改定